

社会資本整備事業調整費（調査の部）平成 17 年度調査概要

調 査 名 等	調 査 概 要
大規模災害時の建設廃棄物等の有効利用及び適正処理方策検討調査	平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震では、道路等の公共施設が数多く被災し、その復旧工事を進めているところであるが、破損した公共施設から大量のアスファルト塊やコンクリート塊が発生し、その処理方策の検討が急務となっている。特に、アスファルト塊は地震発生前から供給過剰状態にあり喫緊の課題となっている。
[配 分 額] 73,889 千円 [担当省庁] 農林水産省 国土交通省 環 境 省	しかし、現行の廃棄物処理法においては、アスファルト塊等の受け入れ可能量が制限されており、新潟県中越地震のような大規模災害により大量の建設廃棄物が発生した場合、十分な受け入れ体制が確保できないのが現状である。このため、再生アスファルトの下水道埋め戻し材等への用途拡大を図るなど、建設廃棄物のリサイクルシステムの構築が必要となっている。
	また、山古志村で発生した土砂崩れ等の復旧においては、安全対策の対応によっては大量の残土処理が必要となる可能性があり、災害復旧・復興工事の際に、幅広い事業間における利用調整を行うことにより、発生土の有効利用を図ることが不可欠である。
	本調査では、新潟県中越地震の被災地域をモデル地域として、建設廃棄物の円滑な再利用のためのリサイクルシステムと、発生土の公共事業間における利用調整について検討を行い、大規模災害時における建設廃棄物・発生土の有効利用及び適正処理に関する具体的な方策を策定するものである。
【問合せ先】国土交通省総合政策局事業総括調整官室 tel.03-5253-8111（内線 24-534）	
沿岸部と背後地の連携による総合的な津波災害軽減方策検討調査	平成 16 年 12 月に発生したスマトラ沖地震津波では、インド洋沿岸各国で甚大な被害をもたらしたが、特に、沿岸部だけでなくその背後地においても多数の住民が犠牲になったことにより、津波の持つエネルギーの恐ろしさを再認識させたものと言える。
[配 分 額] 109,101 千円 [担当省庁] 農林水産省 水 産 庁 国土交通省	我が国においても、今後、大規模地震の発生する確率が高いと考えられている宮城県沖や東海、東南海、南海地域においては、沿岸部に近い背後地に多くの集落が存在しているが、これらの地域において、水位、流速、水流圧力等の津波エネルギーを加味した被害想定はまだ行われていないのが現状である。
	また、津波を水際で食い止めることができず、漂流危険物や内水による被害などが発生することも考慮した場合、海岸保全施設の整備等の沿岸部での対応のみでは限界があり、内水排除対策や既存民間建築物を活用した避難施設の確保など、背後地も含めた対応の検討が今後不可欠になると考えられる。
	本調査では、宮城県沿岸等をモデル地域として、津波エネルギーを加味したシミュレーションによる間接被害も含めた被害想定を行うとともに、海岸保全施設等による沿岸部の防災機能と避難施設等による背後地の防災機能の最適な組み合わせによる効率的・効果的な被害軽減方策を検討することにより、地域の実情に応じた総合的な津波対策の実施を目指すものである。
【問合せ先】国土交通省港湾局海岸・防災課 tel.03-5253-8111（内線 46-736）	
流域水質の総合的な保全・改善のための連携方策検討調査	湖沼・河川の流域水質については、平成 15 年度における湖沼水質の環境基準達成率が 55.2%にとどまるなど改善が停滞していることから、湖沼水質保全特別措置法の一部を改正し、施策の拡充を図ることとされている。
[配 分 額] 109,907 千円 [担当省庁] 厚生労働省 農林水産省 林 野 庁 国土交通省	改正法においては、農地・森林・市街地等の面源（非特定汚染源）から流出する汚濁負荷への対策が必要な地域を指定し、対策のための措置を推進するほか、これまで新增設の工場・事業場のみを対象としていた負荷量規制を既設の工場・事業場に対しても適用することとしている。
	しかし、非特定汚染源による汚濁負荷については、これまでその影響に関する評価は行われていない。また、新潟県中越地震を契機として、災害等の緊急時に適切な汚水処理が行えない場合の水質リスク管理の重要性が指摘されている。このため、改正法の施行により汚濁負荷削減対策が本格的に実施される前に、これらの課題について検討し、対応方針を提示することが必要である。
	本調査では、非特定汚染源による汚濁負荷の影響評価及び削減方策、緊急時における水質リスクの評価及び管理方策について検討するとともに、これらに関する対策を効果的に実施するための関係公共事業の連携方策をとりまとめることにより、流域水質の保全・改善の推進に資するものである。
【問合せ先】国土交通省河川局河川環境課流域治水室 tel.03-5253-8111（内線 35-483）	

調 査 名 等	調 査 概 要
外来生物による被害の防止等に配慮した緑化植物取扱方針検討調査	人為的に持ち込まれた外来生物が既存の生態系や農林水産業に悪影響を及ぼす事例が報告されていることを踏まえ、平成 16 年 6 月に特定外来生物被害防止法が成立し、外来生物の適切な取扱が求められることとなった。 公共事業においても、工事法面の早期緑化等を図るため、これまで外来植物が緑化材として多く利用されているが、近年では外来生物問題への配慮から、在来植物が積極的に利用されてきている。しかし、在来植物であっても外国で生産されたものや国内の他の産地から持ち込まれたものである場合、それが地域の生物多様性を損なうおそれがあるため、このような場合についても検討を行う必要性が指摘されている。 しかし、公共事業における緑化は、国土保全等の観点を踏まえて利用植物を選定しており、代替緑化手法が確立していないのが現状である。また、一つの地域の中でも様々な事業で緑化が行われていることから、個別の事業毎ではなく事業横断的な検討を行うことが不可欠である。 本調査では、公共事業における外来緑化植物について、国立公園等の自然性の高い地域をモデル地域として、利用植物の現状把握、植物の特性と地域の自然環境の実情に応じた緑化植物取扱指針等の検討を行い、生物多様性の保全と国土保全という緑化植物に求められる機能を両立し得る緑化方策の推進を図るものである。
【問合せ先】環境省自然環境局国立公園課	tel.03-3581-3351（内線 6448）
既存ストック等の効率的管理による環境の保全・再生・創出方策検討調査	人口減少時代の到来が目前に迫っている現在、過去に整備された既存ストックや国土資源の管理と良好な環境の保全・再生・創出をどのように両立させていくかが重要な課題となっている。例えば、過疎地域等における耕作放棄地などの大規模な低未利用地の発生、都市郊外部における虫食いのな低未利用地の無秩序な増加などにより、環境の悪化が進むことが懸念される。一方で、人口減少により開発圧力が低下し、国土空間に余裕が生じる可能性も大きく、国土利用を長期的に望ましい姿へ誘導していく好機でもある。 このため、低未利用地の森林・緑地への転換や、湿地・ビオトープを有する洪水遊水地等への活用などを積極的に進めることにより、管理を効率化しつつ良好な環境の保全・再生・創出に努めることが必要である。しかし、このような方策の実現には、既存の公共事業の見直し、土地利用の変更が不可避免的に生じることから、各府省が連携して取り組むことが不可欠である。 本調査では、既存ストック等の効率的管理に向けた各府省の事業連携方策をとりまとめるとともに、その具体策を国民にわかりやすく提示することにより、良好な環境の保全・再生・創出方策に反映させることを目的とするものである。
【問合せ先】国土交通省国土計画局総合計画課	tel.03-5253-8111（内線 29-324）

担当省庁欄の下線部は、当該調査における幹事省庁を示す。